

遺伝子組換え微生物による食品添加物について

明らかに遺伝子組換え添加物に該当しないとして

事業者判断とするものの判断基準(案)

1. 宿主が、従来より食品としての食経験及び食品添加物製造に用いられた実績がある微生物であり、病原性を有しないこと。

2. 挿入DNA産物が毒性及び病原性を有さず、挿入DNAの供与体が病原性と関連のないこと。

3. 食品添加物の生産に用いる微生物について、その遺伝子組成を有する微生物が自然界に存在すると認められる科学的な根拠があること。具体的には、次の(1)又は(2)のいずれかに該当することが、①から③のいずれかにより確認されること。

(1) 最終的に得られた微生物における挿入DNAの供与体と宿主が同一の種に属する場合。

(2) 現時点において別種と分類されている微生物を供与体と宿主の間であっても、学術論文等において自然界において両者の間で遺伝子交換が起きていることが明らかになっており、最終的に得られた微生物における挿入DNAの供与体と宿主がこの両種に属する場合。具体的には、これまで食品安全委員会が「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当するとした宿主及び供与体が属する種の組合せの場合をいう。

① 査読のある論文に公表されている

② 学会のポジションペーパー等、複数の専門家により根拠のあるものとして紙面にまとめられている

③ 関連する国際審議会、検討会等において、複数の専門家によりコンセンサスが得られている

4. 挿入DNAにおいて、食経験を有するタンパク質と比較して、アミノ酸配列の変更を伴う塩基置換や塩基配列の付加及び欠失がないこと。

5. 発現プラスミドの形で目的遺伝子を導入する場合においては、その遺伝子組成を有する微生物が自然界に存在すると認められる科学的な根拠があること。具体的には、次の(1)又は(2)のいずれかに該当することが、①から③のいずれかにより確認されること。

(1) 発現プラスミドにおける挿入DNAの供与体と宿主、発現プラスミドが由来する微生物が

同一の種に属する場合。

(2) 現時点において別種と分類されている微生物に属する発現プラスミドにおける挿入DNAの供与体と宿主、発現プラスミドが由来する微生物の間であっても、学術論文等において自然界において両者の間で遺伝子交換が起きていていることが明らかになっており、最終的に得られた微生物における挿入DNAの供与体と宿主がこの両種に属する場合。具体的には、これまで食品安全委員会が「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当するとした宿主及び供与体が属する種の組合せの場合をいう。

- ① 査読のある論文に公表されている
- ② 学会のポジションペーパー等、複数の専門家により根拠のあるものとして紙面にまとめられている
- ③ 関連する国の審議会、検討会等において、複数の専門家によりコンセンサスが得られている

また、リンカー配列等としてDNA配列が残存する場合、これを含む領域が転写されないこと。

6. 宿主ゲノムに目的遺伝子を組み込むため、生産菌株の構築段階で異種由来ベクターを使用した場合においては、最終的にベクター由来配列が除かれているか、リンカー配列等としてのDNA配列が残存する場合、これを含む領域が転写されないこと。

「セルフクローニング」「ナチュラルオカラレンス」取扱いについて(イメージ図)



